



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

433	介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の辞退	(長寿社会推進課).....	1
434	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(").....	2
435	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(").....	2
436	介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定	(").....	3
437	〃	(").....	3
438	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	3
439	介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	5
440	障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更	(障害福祉課).....	5
441	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	5
442	方地区土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	7
443	吉原土地改良区の役員の就退任	(").....	7
444	小田井土地改良区の役員の就任	(").....	8
445	川辺町周辺土地改良区の役員の就任	(").....	8
446	日高町土地改良区の定款変更の認可	(").....	9
447	川辺町周辺土地改良区の定款変更の認可	(").....	9
448	天野土地改良区の定款附属書役員選任規程変更の認可	(").....	9
449	基本測量の終了	(技術調査課).....	9
450	〃	(").....	9
451	〃	(").....	9
452	道路の位置の指定	(都市政策課).....	10
453	〃	(").....	10
454	都市計画事業の認可	(").....	10
455	港湾法による由良港臨港地区の区域の定め	(港湾空港振興課).....	11

○ 公安委員会告示

17	警備員指導教育責任者講習の実施	11
----	-----------------	-------	----

○ 監査委員告示

1	包括外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議	14
---	-------------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第433号

介護保険法(平成9年法律第123号)第91条の規定により指定介護老人福祉施設の指定の辞退が次のとおりあったので、同法第93条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定員数	辞退年月日
3071600724	社会福祉法人一恵会	有田郡有田川町大字小川992番地	上西禎一	特別養護老人ホームしみず園	有田郡有田川町大字粟生710番地4	55	平成23.3.31

和歌山県告示第434号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3072100757	社会福祉法人同仁会	日高郡印南町山口150番地1	辻寛	特別養護老人ホームカルフル・ド・ルポ印南ヌーヴォ	日高郡印南町山口150番地1	通所介護	平成23.4.1 (平成29.3.31)

和歌山県告示第435号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070107895	有限会社バイオメディカルアキヅキ	和歌山市太田三丁目5-5	秋月賢洋	ほすび小倉	和歌山市満屋127番地	居宅介護支援	平成23.4.1 (平成29.3.31)
3070107903	株式会社マロン	和歌山市松江北5丁目4番11号	松本紳吾	ケアプランセンターマロン	和歌山市松江北5丁目4番11号	居宅介護支援	平成23.4.1 (平成29.3.31)
3070107911	社会福祉法人和歌山ひまわり会	和歌山市有本434番地の2	寺口彰俊	ケアプランセンターせいがの森	和歌山市栄谷58-2	居宅介護支援	平成23.4.1 (平成29.3.31)
3071700342	社会福祉法人桃の木会	紀の川市桃山町調月1758-18	田端順造	ケアプランセンターまほろば	紀の川市桃山町調月1758-18	居宅介護支援	平成23.4.1 (平成29.3.31)

30720004 29	株式会社なつめ	御坊市湯川町財 部947-2	夏目球子	介護相談室煌	御坊市湯川町財 部969-1	居宅介護支援	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)
----------------	---------	-------------------	------	--------	-------------------	--------	---------------------------------

和歌山県告示第436号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあつては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあつては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定定員数	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
30716009 48	社会福祉法人きたば会	有田郡広川町下 津木1105-5	北波利雄	特別養護老人ホームなつあけの里ささゆり苑	有田郡広川町上 津木字夏明1464-4	50	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)

和歌山県告示第437号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあつては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあつては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定定員数	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
30716009 22	有田川町	有田郡有田川町 大字下津野2018 番地4	中山正隆	特別養護老人ホームしみず園	有田郡有田川町 大字粟生710番 地4	55	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)

和歌山県告示第438号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあつては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあつては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
30701079 29	医療法人真正会	和歌山市北中島 1-5-1	龍神正彦	ヘルパーステーションりゅ	和歌山市手平3 丁目6番7号	訪問介護・ 介護予防訪	平成 23.4.1

				うじん		問介護	(平成 29.3.31)
30701079 37	カワセン食品有 限会社	和歌山市狐島69 1-18	林喜代一	ケアサービス 喜楽	和歌山市島橋南 ノ丁691番地の1 0	訪問介護・ 介護予防訪 問介護	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)
30714008 69	株式会社きら	海南市椋木99番 地の3	藤田富彦	ヘルパーステ ーションきら	海南市椋木99番 地の3	訪問介護・ 介護予防訪 問介護	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)
30714008 77	株式会社紀和	有田市港町212 番地の2	池端伸一	紀和苑訪問介 護サービス下 津	海南市下津町下 津828-1	訪問介護・ 介護予防訪 問介護	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)
30722009 95	特定非営利活動 法人和が家	田辺市本宮町請 川122番地	伊永隆司	訪問介護和が 家	田辺市本宮町請 川121番地の1	訪問介護・ 介護予防訪 問介護	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)
30724008 84	株式会社めぐみ	西牟婁郡上富田 町岩田2836番地	門脇多恵子	訪問介護ステ ーションあか り	西牟婁郡上富田 町岩田2836番地	訪問介護・ 介護予防訪 問介護	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)
30601905 70	有限会社フロム はーと	和歌山市六十谷 887-4	原元	訪問看護ステ ーションフロ ムはーと	和歌山市布施屋 320-7	訪問介護・ 介護予防訪 問介護	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)
30622901 13	株式会社Life S tyle	日高郡みなべ町 南道81	谷口博	華リハ訪問看 護ステーショ ン	田辺市稲成町23 2-1	訪問介護・ 介護予防訪 問介護	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)
30701078 87	医療法人真正会	和歌山市北中島 1-5-1	龍神正彦	リハデイス ャーりゅうじ ん	和歌山市手平3 丁目6番7号	通所介護・ 介護予防通 所介護	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)
30701079 52	社会福祉法人和 歌山ひまわり会	和歌山市有本43 4番地の2	寺口彰俊	デイス ャーセンター せい がの森	和歌山市栄谷58 -2	通所介護・ 介護予防通 所介護	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)
30716009 30	社会福祉法人昭 仁会双苑	有田郡有田川町 大字奥222-1	武内昭仁	特別養護老人 ホームしみず 園ショートス テイス ャーサービス センター	有田郡有田川町 大字粟生710番 地4	短期入所生 活介護・介 護予防短期 入所生活介 護	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)
30710008 34	株式会社OBM	橋本市高野口町 伏原53-6	尾上文啓	株式会社OBM	橋本市高野口町 伏原53-6	特定福祉用 具販売・特 定介護予防 福祉用具販 売	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)
30725006 83	株式会社ドマー ニ	東牟婁郡那智勝 浦町大字南平野 2270番地	谷宏之	ドマーニ宇久 井	東牟婁郡那智勝 浦町宇久井549	訪問介護・ 通所介護・ 介護予防訪 問介護・介 護予防通所	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)

						介護	
30701079 45	有限会社ヒシヨ シ玩具店	和歌山市雑賀町 34番地	富上昌平	ヒシヨシ	和歌山市雑賀町 34番地	福祉用具貸 与・特定福 祉用具販売 ・介護予防 福祉用具貸 与・特定介 護予防福祉 用具販売	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)
30716009 55	社会福祉法人き たば会	有田郡広川町下 津木1105-5	北波利雄	特別養護老人 ホームなつあ けの里ささゆ り苑短期入所 生活介護事業 所	有田郡広川町上 津木字夏明1464 番地の4	短期入所生 活介護・介 護予防短期 入所生活介 護	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)

和歌山県告示第439号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業 者 番号	申請者の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の 氏 名	事業所の 名 称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年月日 (指定の有 効期間の 満了の日)
30720004 37	株式会社シーモ	御坊市島695番 地3	下出和義	ケアフルズ	御坊市島695番 地3	訪問介護・居 宅介護支援・ 介護予防訪問 介護	平成 23.4.1 (平成 29.3.31)

和歌山県告示第440号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
30301001 54	和歌山圏域障害児 者相談支援事業所 りん	事業所の名称	和歌山圏域障害児者相談・ 生活サポートセンターりん	和歌山圏域障害児者相談支 援事業所りん	平成 23.4.1

和歌山県告示第441号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売

店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ橋本店
橋本市高野口町大野158番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年11月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,600㎡
- 6 駐車場の収容台数
67台
- 7 駐輪場の収容台数
14台
- 8 荷さばき施設の面積
174.90㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
24.06㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
午前7時から午後9時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時45分から午後9時15分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 14 届出年月日
平成23年3月29日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
橋本市経済部商工観光課（橋本市東家一丁目1番1号）
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成23年4月22日から同年8月22日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により方地区土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成23年3月31日退任）

職名	氏名	住 所
理事	大谷宗弘	海南市下津町方1144番地
理事	北東信	海南市下津町方830番地
理事	向山好騎	海南市下津町方1653番地
理事	戎滋規	海南市下津町方759番地
理事	西口公人	海南市下津町方341番地2
理事	山本賢児	海南市下津町大崎1393番地
理事	鈴木洋至	海南市下津町方477番地
理事	梶本欣成	海南市下津町方985番地
理事	田中祥雄	海南市下津町方784番地
理事	硯行男	海南市下津町方1391番地
理事	橋爪崇	海南市下津町方1466番地
理事	宮本俊則	海南市下津町方1085番地
監事	中西英一	海南市下津町上137番地
監事	森下輝夫	海南市下津町下津204番地

2 就任した役員（平成23年4月1日就任）

職名	氏名	住 所
理事	北東久明	海南市下津町方828番地
理事	中西秀行	海南市下津町上116番地
理事	戎善喜	海南市下津町方754番地
理事	大谷公哉	海南市下津町方1153番地
理事	上野光弘	海南市下津町大崎1466番地
理事	岩本長士	海南市下津町方426番地2
理事	梶本眞示	海南市下津町方867番地
理事	波床彰文	海南市下津町方1471番地
理事	波床雅弘	海南市下津町方1915番地3
理事	鯨清治	海南市下津町大崎1431番地3
理事	宮本祐次	海南市下津町方1090番地
理事	楠戸登吉	海南市下津町下津258番地
監事	森脇茂行	海南市下津町方1420番地
監事	山本誠之	海南市下津町方1643番地

和歌山県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により吉原土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成23年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	中井雅昭	有田郡有田川町大字吉原867番地
理事	加納和秋	有田郡有田川町大字吉原669番地
理事	向井清	有田郡有田川町大字吉原987番地2
理事	佐々木進	有田郡有田川町大字吉原293番地1
理事	池尻一也	有田郡有田川町大字吉原1275番地
理事	谷口守哉	有田郡有田川町大字吉原1151番地
理事	佐々木敏明	有田郡有田川町大字吉原446番地
理事	細野保	有田郡有田川町大字吉原1187番地
理事	森幡勤	有田郡有田川町大字吉原819番地1
監事	高垣五郎	有田郡有田川町大字吉原927番地4
監事	新田保幸	有田郡有田川町大字吉原1608番地

2 就任した役員（平成23年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	楠部康弘	有田郡有田川町大字吉原664番地2
理事	平浩治	有田郡有田川町大字吉原971番地
理事	武内優	有田郡有田川町大字吉原318番地
理事	岩倉一郎	有田郡有田川町大字吉原811番地1
理事	白倉博市	有田郡有田川町大字吉原536番地
理事	細田貞夫	有田郡有田川町大字吉原1264番地
理事	神田智治	有田郡有田川町大字吉原1244番地
理事	中井公男	有田郡有田川町大字吉原344番地3
監事	林忠雄	有田郡有田川町大字吉原1169番地1
監事	林房憲	有田郡有田川町大字吉原1438番地

和歌山県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小田井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した役員（平成23年3月29日就任）

職名	氏名	住所
理事	中嶋章吾	伊都郡かつらぎ町大字佐野621番地の3

和歌山県告示第445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した役員（平成23年3月17日就任）

職名	氏名	住所
理事	山本卓哉	日高郡日高川町大字千津川4932番地

和歌山県告示第446号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、日高町土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第447号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、川辺町周辺土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、天野土地改良区の定款附属書役員選任規程の変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第449号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間 平成22年6月25日から平成22年10月20日まで
- 3 作業地域 和歌山市、海南市、御坊市、田辺市、紀の川市、有田郡広川町、有田郡有田川町、日高郡みなべ町、日高郡日高川町

和歌山県告示第450号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（国土調査基準点測量）
- 2 作業期間 平成22年9月15日から平成23年3月23日まで
- 3 作業地域 御坊市、田辺市、紀の川市、有田郡広川町、有田郡有田川町、日高郡印南町、日高郡みなべ町、日高郡日高川町、西牟婁郡上富田町、西牟婁郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡古座川町

和歌山県告示第451号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）
- 2 作業期間 平成22年5月10日から平成23年2月18日まで
- 3 作業地域 日高郡みなべ町

和歌山県告示第452号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3125	海南市岡田字深田444番3の一部、444番5の一部	有田川町大字奥450番地の20 有限会社紀伊産業 代表取締役 林勇一	平成 23. 4. 14	6.00	29.50

和歌山県告示第453号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3110	岩出市西国分字前田721番8、732番1の一部	紀の川市粉河940番地1 森田敏夫	平成 23. 4. 14	6.00	88.80
				6.00	9.78

和歌山県告示第454号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年4月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
田辺市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
田辺都市計画公園事業6・5・1号三四六総合運動公園
- 3 事業施行期間
自 平成23年4月22日
至 平成28年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
田辺市元町字三四六、字瀬ノ谷、字淀ヶ峰及び字東松原並びに上の山一丁目、明洋一丁目、明洋二丁目地内
 - (2) 使用の部分
田辺市元町字瀬ノ谷、明洋一丁目及び明洋二丁目地内

和歌山県告示第455号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、次のとおり臨港地区の区域を定めることとしたので、同条第3項の規定により、当該臨港地区の区域の案を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、和歌山県日高振興局建設部、由良町及び日高町において、告示の日から起算して2週間公衆の縦覧に供する。

平成23年4月22日

由良港港湾管理者 和歌山県
代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称

由良港臨港地区

2 区域の案

日高郡由良町大字神谷並びに日高町大字志賀及び方杭の一部であって別図に示す区域（別図は省略し、その図面を縦覧場所に備え置く。）

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第17号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成23年4月22日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講 習 区 分	講 習 期 間	場 所	定 員
法第2条第1項第1号の業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（1号）」という。）	平成23年6月22日（水）から7月1日（金）までの土曜日及び日曜日を除く8日間	和歌山市手平二丁目1番2号和歌山ビッグ愛（合同実施）	30名
1号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（1号）」という。）	平成23年6月27日（月）から7月1日（金）までの5日間		
法第2条第1項第4号の業務（以下「4号警備業務」という。）に係る講習で、2の（3）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（4号）」という。）	平成23年6月22日（水）から7月1日（金）までの土曜日、日曜日及び火曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目1番2号和歌山ビッグ愛（合同実施）	10名
4号警備業務に係る講習で、2の（4）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（4号）」という。）	平成23年6月29日（水）から7月1日（金）までの3日間		

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（1号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項

の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（1号）

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(3) 新規取得講習（4号）

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

(4) 追加取得講習（4号）

4号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、平成23年5月23日（月）から同月25日（水）まで（各日とも午前10時から午後5時までの間）の間に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

(2) 事前申出受付時の注意事項

ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。

ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。

エ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に7の問い合わせ先に確認しておくこと。

オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間、提出方法等

3により、受講予定者となった者は、平成23年6月1日（水）から同月3日（金）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合又は事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

ア 新規取得講習（1号）の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

(イ) 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 2の（1）のアに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「1号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

b 2の（1）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

c 2の（1）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

d 2の（1）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

e 2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

イ 追加取得講習（1号）の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

(イ) 1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 2の（2）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 2の（2）のアに該当する者

1号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

b 2の（2）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

c 2の（2）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

d 2の（2）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る

合格証の写し 1通

e 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

ウ 新規取得講習（4号）の受講予定者

（ア）警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

（イ）4号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「4号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

エ 追加取得講習（4号）の受講予定者

（ア）警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

（イ）4号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

（ウ）4号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

オ アからエに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のア、ウ、オ若しくは2の(2)のア、ウ、オ又は2の(3)若しくは2の(4)に該当することを誓約する誓約書及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の(1)のア、2の(2)のア、2の(3)又は2の(4)に該当する者にあつては、アの(イ)のa、イの(ウ)のa、ウの(イ)又はエの(ウ)に掲げる履歴書の提出を省略することができる。

(2) 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

ア 新規取得講習（1号）47,000円

イ 追加取得講習（1号）23,000円

エ 新規取得講習（4号）34,000円

オ 追加取得講習（4号）10,000円

5 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

電話番号:073-423-0110（内線3027又は3028）

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人武田宗久の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成23年4月22日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足立 聖子

和歌山県監査委員 尾崎 太郎

和歌山県監査委員 角田 秀樹

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
世羅徹	大阪府大阪市阿倍野区昭和町五丁目7番4号	平成23年4月14日から 平成24年3月31日まで
大川幸一	兵庫県川西市南花屋敷四丁目15番26号	平成23年4月14日から 平成24年3月31日まで
辻井芳樹	大阪府堺市中区深井中町488番地18	平成23年4月14日から 平成24年3月31日まで
福原顕憲	大阪府枚方市津田西町三丁目19番15-101号	平成23年4月14日から 平成24年3月31日まで
赤嶺くにこ	兵庫県神戸市兵庫区湊川町八丁目17番2号	平成23年4月14日から 平成24年3月31日まで
松本好史	兵庫県神戸市東灘区鴨子ヶ原三丁目1番5号	平成23年4月14日から 平成24年3月31日まで